

令和3年度

監査のあらまし



「自然とふれあう体験型の都市緑地」をテーマとしたあさはた緑地交流広場が供用開始
(写真提供：緑地政策課)

静岡市監査委員

令和4年8月

目 次

1	監査委員制度と委員の役割	1
2	監査委員、監査委員事務局	2
	●令和3年度の監査委員	2
	●監査委員協議会の実施状況	3
	●監査等に要する経費（令和3年度決算見込額）	6
	●監査委員事務局	6
3	監査の種類	7
4	年間計画、監査等の流れ	10
5	監査運営の実施方針	12
6	監査等の実施状況及び結果の概要	14
	●定期監査	14
	●学校監査	16
	●工事監査	17
	●行政監査（テーマ監査）	18
	●財政援助団体監査	20
	●出資団体監査	22
	●指定管理者監査	24
	●決算審査	25
	●財政健全化法に関する審査	28
	●内部統制評価報告書審査	29
	●例月現金出納検査	31
7	住民監査請求監査	32
8	外部監査	35

あさはた緑地には、遊具がたくさんあるわんぱく広場や体験農園、コンテナカフェなどなど、みんなが楽しめる施設がたくさんあるよ♪
秋からはレンコン堀りの体験会もやるみたい。
みんなで行ってみよう♪



カンガルーの監司 かんじ

1 監査委員制度と委員の役割

地方公共団体における監査は、それぞれの地方公共団体に置かれる執行機関のひとつである監査委員が行っています。

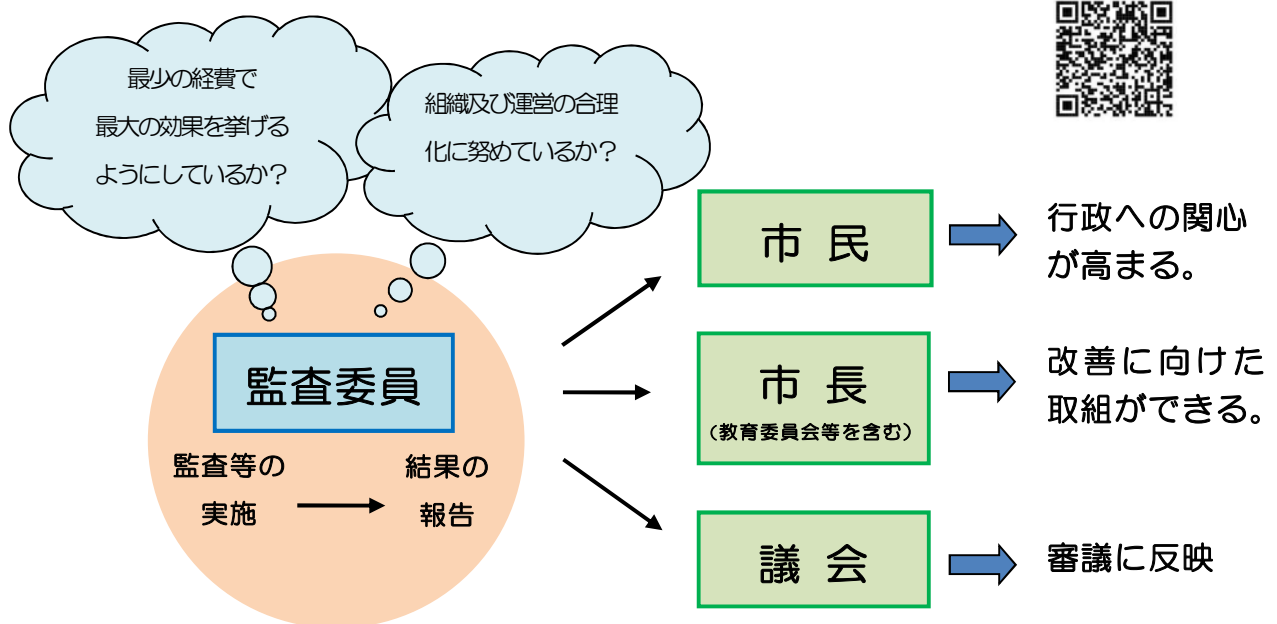
監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て任命します。監査委員の定数は地方公共団体により異なりますが、政令市である静岡市では4人（識見を有する識見委員2人と議員から選任される議選委員2人）となっており、それぞれ個別の権限（独任制）で監査を行っています。監査委員“会”ではなく、監査委員というのは独任制が採られているからです。

監査委員は、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理について、法令や条例に違反していないか、また、経済性、効率性、有効性はどうかといった観点により監査等を実施し、これにより、市行政の適法性や妥当性を高めることを目的としています。

監査等の結果は、市長や議会、教育委員会などの関係のある委員会や団体に対して報告するとともに、市民の皆さんには、市報に登載するほか、静岡市のホームページで広くお伝えしています。

市報は、各区役所の市政情報コーナーや図書館等のほか市のホームページで閲覧できます。

静岡市のホームページ<監査> https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000334.html



2 監査委員、監査委員事務局

● 令和3年度の監査委員

区分	氏名 (就任期間)	備考	
識見委員 代表監査委員	遠藤 正方 (R3.4.1~)	元市職員 (教育局長)	常勤
識見委員 (代表監査委員職務代理者)	白鳥 三和子 (H31.4.24~)	公認会計士	非常勤
議選委員	大村 一雄 (R3.4.27~ R4.4.26)	市議会議員	非常勤
議選委員	佐藤 成子 (R3.4.27~ R4.4.26)	市議会議員	非常勤



決算審査本審査

● 監査委員協議会の実施状況

各協議会の会議録は、静岡市のホームページから御覧いただけます。

☞ https://www.city.shizuoka.lg.jp/630_000200.html



定例協議会

回数 開催日	主な内容
第1回 R3.5.7	1 令和3年3月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第2号 令和2年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査実施計画の策定について 協第3号 令和2年度井川財産区会計及び両河内財産区会計歳入歳出決算審査実施計画の策定について 協第4号 令和2年度決算に基づく財政健全化審査実施計画の策定について 協第5号 令和2年度決算に基づく公営企業（法非適用）経営健全化審査実施計画の策定について 協第6号 住民監査請求の受理・不受理の決定について 協第7号 包括外部監査人の監査の事務補助者に関する協議について
第2回 R3.5.31	1 令和3年4月分例月現金出納検査 2 協議会議事 なし
第3回 R3.7.5	1 令和3年5月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第8号 令和3年度出資団体監査実施計画の策定について 協第9号 令和3年度財政援助団体監査実施計画の策定について 協第10号 令和3年度指定管理者監査実施計画の策定について 協第11号 令和3年度学校監査実施計画の策定について 協第12号 指摘事項に対する措置状況（包括外部監査）の公表について
第4回 R3.8.4	1 令和3年6月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第13号 令和3年度工事監査実施計画の策定について 協第14号 指摘事項に対する措置状況（行政監査）の公表について
第5回 R3.8.30	1 令和3年7月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第20号 令和2年度井川財産区会計歳入歳出決算審査意見書について 協第21号 令和2年度両河内財産区会計歳入歳出決算審査意見書について

回数 開催日	主な内容
第 6 回 R 3 . 9 . 3 0	1 令和3年8月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第22号 令和3年度静岡市年間監査計画の変更等について 協第23号 令和3年度定期監査実施計画の策定について 協第24号 令和3年度定期監査（財産区）実施計画の策定について 協第25号 令和3年度行政監査（テーマ監査）実施計画の策定について 協第26号 指摘事項に対する措置状況（定期監査）の公表について
第 7 回 R 3 . 1 0 . 2 8	1 令和3年9月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第27号 指摘事項に対する措置状況（定期監査）の公表について
第 8 回 R 3 . 1 1 . 3 0	1 令和3年10月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第28号 住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述の取扱基準の改正について 協第29号 指摘事項に対する措置状況（定期監査）の公表について 協第30号 指摘事項に対する措置状況（包括外部監査）の公表について
第 9 回 R 4 . 1 . 5	1 令和3年11月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第31号 令和3年度財政援助団体等監査結果報告書・指導事項について 協第32号 令和4年度包括外部監査契約に伴う意見聴取について
第 1 0 回 R 4 . 1 . 3 1	1 令和3年12月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第33号 指摘事項に対する措置状況（定期監査）の公表について
第 1 1 回 R 4 . 2 . 2 8	1 令和4年1月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第34号 令和3年度工事監査結果報告書・指導事項について 協第35号 住民監査請求の受理・不受理の決定について
第 1 2 回 R 4 . 3 . 3 0	1 令和4年2月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第38号 令和3年度定期監査結果報告書・指導事項について 協第39号 令和3年度定期監査（財産区）結果報告書について 協第40号 令和3年度行政監査（テーマ監査）結果報告書・指導事項について 協第41号 令和3年度包括外部監査結果の意見の有無について 協第42号 指摘事項に対する措置状況（財政援助団体等監査）の公表について 協第43号 令和4年度静岡市年間監査計画の策定について 協第44号 令和3年度公営企業会計決算審査実施計画の策定について 協第45号 令和3年度内部統制評価報告書審査実施計画の策定について

臨時協議会

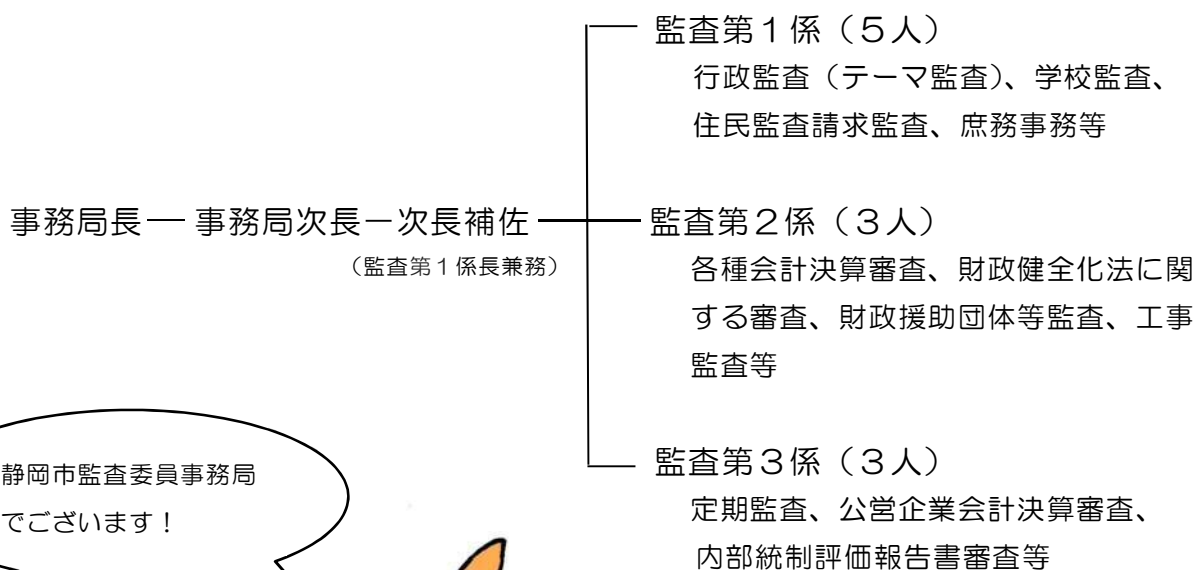
回数 開催日	主な内容
第 1 回 R 3 . 4 . 1	協議会議事 協第1号 静岡市代表監査委員の選任について
第 2 回 R 3 . 8 . 1 8	協議会議事 協第15号 令和2年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について 協第16号 令和2年度決算に基づく財政健全化審査意見書について 協第17号 令和2年度公営企業会計決算審査意見書について 協第18号 令和2年度決算に基づく公営企業経営健全化審査意見書について 協第19号 令和2年度内部統制評価報告書審査意見書について
第 3 回 R 4 . 3 . 1 6	協議会議事 協第36号 令和3年度包括外部監査結果の公表について 協第37号 住民監査請求の受理・不受理の決定について

● 監査等に要する経費（令和3年度決算見込額）

報酬	5,502千円
給料・手当等	93,413千円
旅費	270千円
交際費	5千円
需用費	829千円
委託料	370千円
使用料及び賃借料	174千円
負担金、補助及び交付金	656千円
合計	101,219千円

※報酬、給料・手当等については、監査委員4人（常勤1人、非常勤3人）及び事務局職員13人分の金額

● 監査委員事務局（令和4年4月1日現在）→監査委員を補助する組織です。



静岡市監査委員事務局
でございます！



3 監査の種類

※ 法 地方自治法
地公企法 地方公営企業法
財政健全化法 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

1 定期監査【法第199条第1項、第2項及び第4項】

市における事務及び事業の執行全般を対象に、事務や事業が法令等に従って適正におこなわれているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して毎会計年度1回実施するものです。静岡市では、すべての所属（課等）の中から抽出により監査を実施しています。

2 学校監査【法第199条第1項、第2項及び第4項】

学校における財務等に関する事務のうち、学校長の権限に係る事務について、市立小・中学校の中から抽出により監査を実施しています。

3 工事監査【法第199条第1項、第2項及び第4項】

市が発注する工事に係る設計、施工等について年1回監査を実施しています。工事監査は、専門的な知識を必要とするため、書類や現場での技術調査を外部に委託し、その結果を基に監査を実施しています。

4 行政監査（テーマ監査）【法第199条第2項】

市の権限に属する事務が、効率的かつ効果的に行われているかなど、経済性、効率性、有効性の観点に重点を置き、テーマを決めて監査を実施しています。

5 財政援助団体等監査【法第199条第7項】

（1）財政援助団体監査

市から補助金等の財政援助を受けている団体の中から抽出し、当該財政的援助に係る事務が適法、適正かつ効率的に執行されているかについて監査を実施しています。

（2）出資団体監査

市の出資割合が25%以上などの条件を満たしている12団体の中から抽出し、事業は出資の目的に沿って執行されているか、経営成績、財政状態は良好であるかなどに主眼を置いて監査を実施しています。

（3）指定管理者監査

市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体の中から抽出し、出納その他の事務の執行が適正に処理されているかについて監査を実施しています。

6 住民監査請求監査【法第242条第1項】

市長、委員会等の執行機関や職員による違法又は不当な公金の支出、財産の管理などの財務会計上の行為が認められるときに、市民が監査委員に対して監査を求め必要な措置を講ずることを請求する制度です。法的要件を備えているものとして受理した場合は、60日（外部監査による場合は90日）以内に監査結果を請求人に通知し、公表します。

7 その他の監査

次に掲げる監査については、請求又は要求があった場合や必要が生じた場合などに実施するものです。

- (1) 随時監査
- (2) 住民の直接請求に基づく監査
- (3) 議会の請求に基づく監査
- (4) 市長の要求に基づく監査
- (5) 公金の収納又は支払事務に関する監査
- (6) 職員の賠償責任に関する監査

8 決算審査【法第233条第2項、法第241条第5項、地公企法第30条第2項】

市長等から審査に付される各種会計（一般会計、特別会計）及び基金運用状況、企業会計、財産区会計について、主に計数を確認し、予算執行が適正に行われているかについて審査し、市長等に対して意見書を提出します。

9 財政健全化法に関する審査【財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項】

市長から審査に付された健全化判断比率及び各企業会計の資金不足比率について、算定された比率が適正であるかどうかについて審査を実施しています。

10 例月現金出納検査【法第235条の2第1項】

市の現金の出納は、監査委員が毎月検査することが法で定められています。静岡市では、各種会計（一般会計、特別会計）、企業会計及び財産区会計を対象に実施しています。

11 内部統制評価報告書審査【法第150条第5項】

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手順に沿って適切に行われているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという点に基づいて審査し、市長に対して意見書を提出します。

(参考) 外部監査【法第252条の27】

監査委員監査とは別の監査制度として、市が公認会計士、弁護士など専門的知識を有する外部の者に監査を委託するものです。

外部監査には、包括外部監査と個別外部監査の2種類があります。

4 年間計画、監査等の流れ



静岡市年間監査計画に基づき、令和3年度に実施した監査等のスケジュールは次のとおりです。

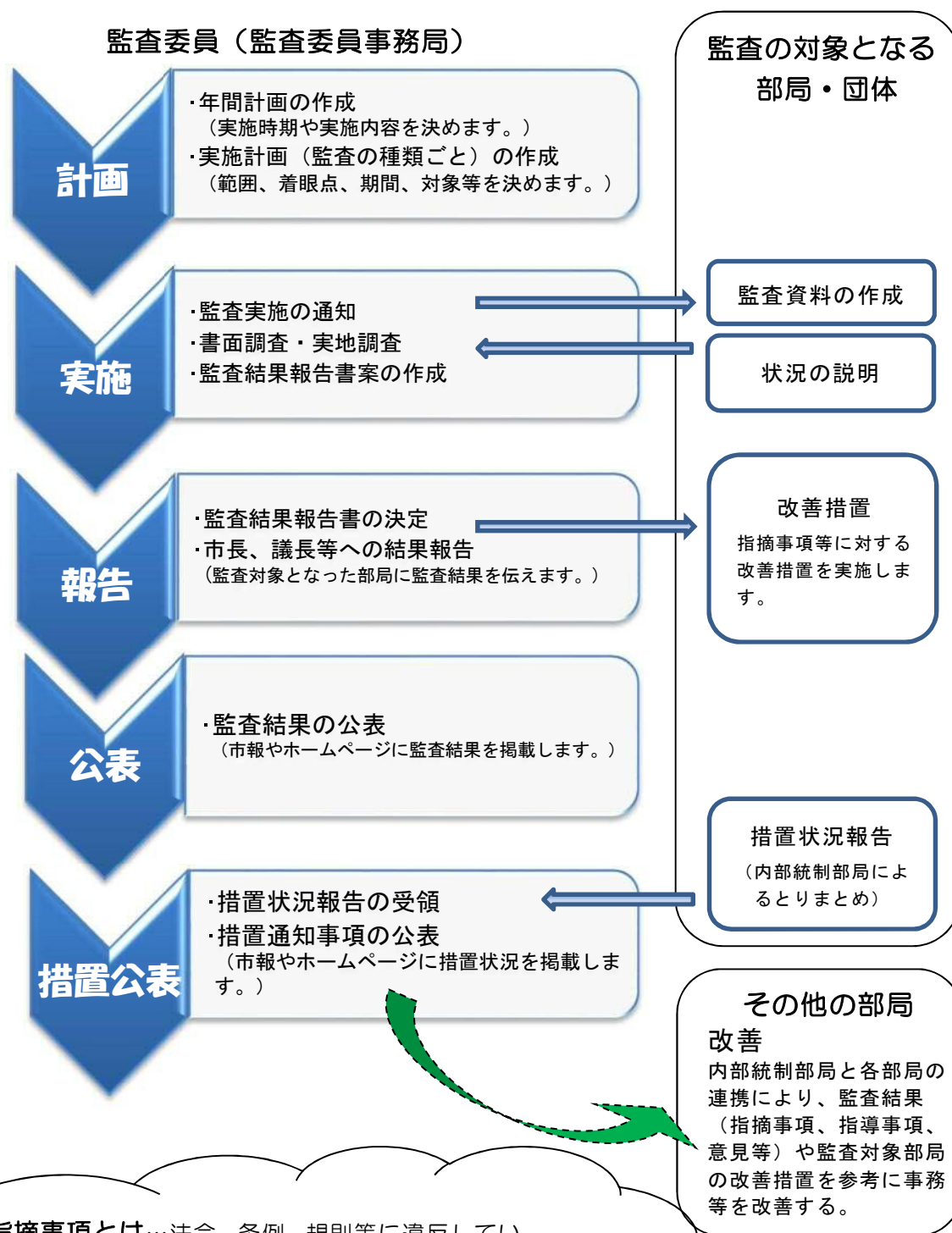
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査									→			
学校監査					新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて中止							
工事監査								→				
行政監査 (テーマ監査)								→				
財政援助 団体監査						→						
出資団体監査						→						
指定管理者 監査					新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて中止							
決算審査			→									
健全化 審査			→									
例月現金出納 検査	→											
住民監査請求 監査					随		時					
内部統制評価 報告書審査		→										

【外部監査】

包括外部監査	→											
--------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※各監査等の実施状況及び結果の概要は14頁～31頁を御覧ください。

一般的な監査の流れは次のとおりです。



指摘事項とは…法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性、有効性の観点から改善を要する事項（地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表します。）

指導事項とは…指摘事項以外で、軽微な誤りと認められる事項



5 監査運営の実施方針

令和3年度は以下の方針に従って監査を実施しました。

監査委員は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「基準」という。）に従い、市の事務の管理及び執行等について法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保することにより、市の行財政運営の健全性及び透明性の確保に寄与し、もって市民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを旨として、基準第12条第1項の規定に基づき次のとおり実施方針を定める。

1 内部統制機関との連携強化と監査結果フォローアップの充実

監査結果が事務事業の改善に資することとなるよう、指摘事項に対する措置状況の取りまとめや監査結果及び事後検証結果の各部局への水平展開を行う市の内部統制機関との連携強化を図るとともに、内部統制の整備・運用状況を注視しつつ監査を実施する。

また、内部統制機関と連携しつつ過年度の指摘事項に基づく措置状況についてさらに検証を行い、改善が認められない場合には再度の指摘を行うことにより、監査の牽制機能を発揮する。

2 積極的な情報収集と効率的・効果的な監査等の手法の研究

監査等の実施に当たっては、他都市の状況等について積極的に情報収集を行うとともに、限られた監査資源の中で効率的・効果的な監査等を実現させるためのリスクアプローチ手法についても本市の実情に合った手法となるよう不断の研究・見直しを行うことにより、直面する課題に対し時機を失することのないよう適切に対応する。

3 市民へのわかりやすい監査情報の発信

決算審査意見書や監査結果報告書等の各種監査情報は、平易な表現を用いるなど、できるだけ市民に親しみやすく、分かりやすい内容で作成する。

特に、平成23年度から発行している市民向けの「監査のあらまし」は、図表を積極的に用いて、更なる内容の充実を図るとともに、これらの監査情報を適時ホームページに公開していく。

4 監査等の品質管理

監査等が基準に準拠して適切に実施されるため、基準第10条第1項に基づいて別途品質管理方針を定め、これに従った監査等を実施することにより、本市の監査等の実効性及び信頼性を確保する。



6 監査等の実施状況及び結果の概要

定期監査

監査対象 43所属及び2財産区

監査期間 令和3年11月9日～令和4年3月30日

定期監査では、市の事務事業の執行について、正確性、合規性の観点に加え、事務事業が無駄なく行われているかについて、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、現地調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施しました。また、監査結果のフォローアップ（過年度の定期監査における指摘事項の措置状況の確認）を実施しました。その結果、29件の指摘と52件の指導を行いました。主な指摘事項の内容は、下記のとおりです（詳細な指摘、措置の内容については、静岡市のホームページを御覧ください）。また、6件の意見を付しました。



★主な指摘事項

- 補助金交付事務の不備について【健康づくり推進課】・合規性及び正確性の観点

補助対象経費でない経費を補助対象経費として補助金額を決定し支出していたため、令和2年度の補助金において約8万円の過払いが生じていました。

- 都市公園における許可処分及び使用料の徴収について【都市計画事務所】・正確性及び合規性の観点（4件）

都市公園における行為許可や占用許可に関連して、次の4点の不備がありました。

- (1) 占用許可及び行為の許可について、職員が消せるボールペンを使用して許可申請書の占用の期間等を修正し、さらに実績に合わせた許可書を事後に発行していました。
- (2) 市都市公園条例の規定によれば、公園の使用料は前納とするとされているところ、占用等の実施後に許可書の交付と合わせて使用料を請求していたものがあり、また、これらの中には納期限までに納付のないものがあったため、本来発生するはずのない未収金が発生していました。
- (3) 上記使用料の未収金の管理について独自の記録は作成していたものの、市債権の管理に関する条例施行規則で定める債権管理上の必要な情報が記載されておらず、また、督促をしていない事例も見られました。

(4) 市都市公園条例の規定により、許可を受けた者の都合による許可の取消しや使用料の還付については、その手順及び割合が定められていますが、これらによらず申請者からの電話連絡で取消しを認めたり、許可・申請に係る使用料の全額を減額したりしていました。

●主な意見

・高橋雨水ポンプ場建設工事における法令違反を受けた再発防止策の再構築について【下水道建設課】

令和3年1月に発覚した高橋雨水ポンプ場整備に係る事務事業事故については、所管部局が同年4月に公表した内部調査報告書において、再発防止策を構築したとされていましたが、その後も2度にわたる建築基準法違反が判明したことから、再発防止策は機能していないと言わざるを得ません。また、この内部調査報告書では令和2年12月に発生していた違反を把握できていなかったことから、原因の究明と問題点を徹底的に洗い出し、的確な再発防止策の再構築を進めることが必要です。

なお、監査委員協議会や令和3年度定期監査本監査において、工事の進捗状況や今後の見通しについて所管課からの説明を求めてきましたが、これらの建築基準法違反は報告されていませんでした。さらに、法令違反と知りつつ着工を指示したとされる組織としての一連の対応は、市民に対して静岡市役所はコンプライアンスが徹底されていないという印象を与え、市政への信頼を大きく損なう大変憂慮すべき事態です。市職員は全体の奉仕者として公務に従事しているということを今一度認識し、職務に取り組むことを強く望みます。

《監査結果フォローアップ報告》

過去の定期監査で指摘した19件の業務について改善状況を点検した結果、全ての業務について改善されていることが確認できました。

《提言》

監査の結果に添えて提出する意見として、次のように提言を述べました。

【テーマ：内部統制の充実・強化】

今回の監査においては、度重なる法令違反や、過去の定期監査で繰り返し指摘されている不備の再発、組織としての意思決定をした文書が存在しないものなどが見受けられたため、必要なルールを把握しそれを正しく理解しておくこと、事務事業事故等について実効性のある再発防止策を徹底すること、意思決定の過程を明確化することなどを求める意見を付しました。

学 校 監 査

学校監査では、例年は市立小学校及び市立中学校における学校長の権限に係る事務の執行及び学校施設の管理状況等について、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴き取り、現地調査を行っていますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて中止としました。



工事監査

監査対象 土木工事 1工事、建築工事 1工事、設備工事 3工事

監査期間 令和3年10月7日～令和4年2月28日

工事監査は、委託契約に基づき外部機関から派遣された3人の技術士により、施工中の建設工事を対象に、その計画、設計、積算、施工等が適正かつ効率的に行われているか、また、関係法令等に則り行われているか等について関係書類を調査すると共に、施工現場の調査も行いました。

なお、監査対象とした工事は次のとおりです。

【土木工事】

- 1 令和3年度 公整第1号 長田北向ヶ丘公園整備工事

【建築工事】

- 1 令和2年度 観文歴第1号 仮称静岡市歴史文化施設建築工事

【設備工事】

- 1 令和2年度 消財第9号 葵消防署大規模改修電気工事
- 2 令和2年度 消財第10号 葵消防署大規模改修衛生工事
- 3 令和2年度 消財第11号 葵消防署大規模改修空調工事

監査の結果、2件の指導を行いました。
指摘事項はありませんでした。



長田北向ヶ丘公園整備工事



仮称静岡市歴史文化施設建築工事

行政監査（テーマ監査）

テーマ 賃貸借契約又は委託契約における適切な契約書の作成について

監査対象 25件の契約

監査期間 令和3年10月15日～令和4年3月30日

テーマを「賃貸借契約又は委託契約における適切な契約書の作成について」に設定し、関係書類の調査、職員からの説明聴取等を行いました。

監査の結果、3件の指摘と23件の指導を行いました。主な指摘事項の内容は、下記のとおりです（詳細な指摘、措置の内容については、静岡市のホームページを御覧ください。）。



★主な指摘事項

- ・検査に関する不適切な規定について【戸籍管理課（証明交付センター移行に伴う戸籍システム改修業務）】・・・**合規性の観点**

地方自治法では、契約を締結時に、その適正履行を確保するための検査などをしなければならないとされており、政府契約の支払遅延防止等に関する法律でも、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から一定期間内に検査などを行わなければならないとされています。

しかし、本件契約書では、契約目的物の納入は市の検査に合格したときをもって完了したものとすると規定されているものの、契約目的物の納入後10日以内に検査がなされない場合には検査に合格したものとみなすとの規定がありました。

市が一定期間内に検査をしないこと、また、検査が実施されていないにもかかわらず検査に合格したこととすることを容認するかのような規定により、法令が遵守されない状況が起り得る状況となっていました。

●意見

・契約書の適切な規定の作成について

抽出した25件の契約はおおむね適正な内容となっており、重要な点においては違法・不正確な契約は見られなかったところです。

一方、指摘事項として挙げた3件のほかにも、軽微な誤りが確認されました。契約書の誤りは、ともすれば、意図せぬ成果物の納品や後日の紛争の契機ともなり得ることを、市として重く受け止めるべきです。

特に件数の多かったものは、次の2つです。

① 債務不履行の場合の契約解除の規定の不備

令和2年4月1日の民法改正に伴い、市が設けている契約書の標準書式でも、契約の解除規定の一部を改めていましたが、一部の所属について、この改正が反映されていない契約書を利用している例が見られました。

② 字句の不備

他の条項を引用する際に条番号や項番号を誤っている事例や、契約書の条項の文言と仕様書の文言との間に齟齬が生じている事例が見られました。

これらの事例は、個々の事例においては契約に伴う法律効果などを左右するものではありませんが、誤りが発生する環境を放置することは、重大な事故を引き起こすことにつながりかねません。

個々の職員が契約関連法規の理解に努めるとともに、管理職員も業務の根拠を確認していく職場環境の醸成に努めていく必要があります。

財政援助団体監査

- 監査対象 ①静岡市高等学校野球大会開催事業補助金
【静岡市高等学校野球大会実行委員会】
- ②静岡市静岡地域青少年健全育成事業補助金
【静岡地域青少年健全育成連絡協議会】
- 監査期間 令和3年8月20日～令和4年1月5日

財政援助団体監査は、2つの補助金等を抽出し、その交付団体と所管部局を対象に、補助金等が交付目的に従って適正に執行されているか、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により実施しました。

監査の結果、2件の指摘と3件の指導を行いました。

また、1件の意見を付しました。



★指摘事項

・金銭出納簿の作成漏れについて（静岡市静岡地域青少年健全育成事業補助金）

市準公金取扱基準では、金銭出納簿を作成し、月に1回、準公金と金銭出納簿を準公金管理責任者が確認しなければならないとされていますが、金銭出納簿が作成されておらず、準公金管理責任者による月に1回の準公金の確認がされていませんでした。

・公文書の不適切な管理について（静岡市静岡地域青少年健全育成事業補助金）

市の公文書と補助事業者の文書が混在して一つの簿冊に編てつされており、公文書が不適切に管理されていました。

また、補助事業者の文書を公文書と同様に文書管理システムで処理しているものがありました。

●意見

・所管課が補助事業者の事務局を兼ねた場合の事務の取扱いについて

今回監査対象とした補助金の対象団体は、双方とも団体の構成員として市の所管課が事務局を担当し、市への補助金交付申請事務などを行っていました。また、担当者は別にしてはいるものの、同じ係が補助事業者への補助金交付決定なども行っており、その結果、同一の係が補助金の交付申請の事務と交付決定の事務の両方を担当していました。

監査を実施したところ、公文書と補助事業者の文書の保管・処理方法の混在など、それぞれの立場の違いが明確に自覚されているとは言い難い状況でした。

市の所管課が補助事業者の事務局を担うことで、事務処理が複雑化し、補助金交付事業に対するけん制機能が働きにくくなります。所管課が補助事業者の事務局を兼ねる事例は全庁的に見られることから、適正な事務事業の執行を確保するための対策を市全体で講じるべきです。

☆措置状況【青少年育成課】

・金銭出納簿の作成漏れについて（静岡市静岡地域青少年健全育成事業補助金）

市準公金取扱基準に関する課内研修を実施し、課内で準公金の取扱いに関して周知するとともに、事務引継ぎの際の準公金概要書に取扱いに関する注意点を記載し、確実に次年度へ引き継ぐこととしました。

・公文書の不適切な管理について（静岡市静岡地域青少年健全育成事業補助金）

文書の混在については、事務の区分を徹底するため、市側と補助事業者側に担当者を分け、2人で文書を適切に管理するとともに、文書事務テキストを改めて課内で共有し、さらに、業務概要書に文書管理に関する注意点を記載することで、確実に次年度へ引き継ぐこととしました。

また、決裁文書の適切な処理についても、文書事務テキストを改めて課内で共有するとともに、業務概要書に文書発出に関する注意点を記載することで、確実に次年度へ引き継ぐこととしました。

出資団体監査

監査対象 ①静岡市土地開発公社
②地方独立行政法人静岡市立静岡病院
監査期間 令和3年8月20日～令和4年1月5日

出資団体監査は、出資団体とその所管部局を対象に、設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、会計経理及び財産管理は適切かなどについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取を行いました。

監査の結果、2件の指摘と4件の指導を行いました。
また、3件の意見を付しました。



★指摘事項

附帯事業として実施する月極臨時駐車場事業について（静岡市土地開発公社）

- ・当該業務は、協定書に基づき公益財団法人静岡県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）から推薦を受けた業者に委託しており、それ自体は一定の合理性が認められるものの、一度推薦を受けた業者と長期にわたり単独随意契約を締結し続けていました。
- ・当該業務の委託料は、協会との協議により決定しているとのことでしたが、決裁文書にはその旨の記載が一切されておらず、正しい意思決定ができなくなるリスクや、第三者による監査、担当者が変わった場合の事務の引継ぎや協会との協議が適正に行われないリスクが見受けられました。

☆措置状況【企画課】

- ・公社に対して、指摘を踏まえ協会から一定期間で推薦を受けることなどについて検討するよう指導しました。公社からは、今後業務を継続する場合には、協会と協議し3年を目途に推薦依頼を行い、定期的に協会の評価が反映されるようにする旨報告を受けました。
- ・公社に対して、決裁文書に必要な情報については漏れなく記載するよう指導しました。公社からは、協会と協議を行い、令和4年度委託契約の際に委託料の算定について協議書を取り交わすこと、また、記載について改善し、事務引継ぎ等によりこれを担保する旨報告を受けました。

●意見

(静岡市土地開発公社)

・長期保有土地の処分について

事業化の目途が立たない長期保有土地について、市民から問題を先送りしていると指摘されないよう、庁内での議論を深め、現在策定中の第4次静岡市総合計画や次期経営健全化計画の中で、その処分や利用に関する具体的な方針が示されていることを期待します。

(地方独立行政法人静岡市立静岡病院)

・障害者雇用促進の取組について

障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率については、令和2年末から令和3年10月末時点においても法定雇用率を上回る雇用を維持しており、採用後の定着率向上のために様々な取組がなされてきました。これらの取組について、障害者雇用率が課題となっている本市にも積極的に情報提供をするとともに、引き続き障害者雇用の促進に取り組まれるよう求めました。

・地方独立行政法人化したことによる効果の検証について

平成28年4月1日に地方独立行政法人へ移行したことにより、地方公共団体から法人への事前関与・統制が極力排除され、人員配置及び予算執行の面で柔軟な対応が可能となりました。このコロナ禍において、静岡病院が一般患者への対応に支障を来すことなく、新型コロナウイルス感染症患者への迅速な対応を行うことができたのは、地方独立行政法人化したことによる効果であったといえます。

所管部局においては、静岡病院がこの効果を常に最大限発揮できるような連携・協力体制の構築を望みます。

この体制のもと、静岡病院が地域医療を支える基幹病院として「健康長寿のまちづくり」の一翼を担っていくことを期待します。

指定管理者監査

指定管理者監査では、例年は指定管理者及び所管部局を対象に、指定管理者の指定は適正・公正に行われているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取、現地調査を行っていますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて中止としました。



決算審査

各種会計決算	審査期間	令和3年6月14日～令和3年8月18日
基金運用状況	審査期間	令和3年6月14日～令和3年8月18日
公営企業会計決算（病院事業、水道事業、簡易水道事業、下水道事業）	審査期間	令和3年6月1日～令和3年8月18日
財産区会計決算	審査期間	令和3年6月14日～令和3年8月30日

決算審査では、各種会計決算（一般会計・特別会計）、基金運用状況（土地開発基金ほか1基金）、公営企業会計決算（病院事業・水道事業・簡易水道事業・下水道事業）、財産区会計決算（井川財産区・両河内財産区）を審査しました。

各種会計決算、公営企業会計決算及び財産区会計決算については、重要な点において決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを認めました。また、基金運用状況についても重要な点において計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われているものと認めました。

●主な意見（各種会計決算）

令和2年度の財政運営は異例の対応を余儀なくされたものの、新型コロナウイルス感染症への対策に要する経費が増大する一方、国県支出金の活用や、行財政改革推進債等を活用した資金調達を行うとともに、事務事業の見直しや経費削減に努め、財源を確保していました。この結果、令和2年度決算では一般会計において53億円余の実質収支を計上するとともに、期中には1億円余まで減少した財政調整基金についても令和元年度末残高とほぼ同額となる86億円余（一般会計ベース）まで回復しました。臨時財政対策債を除いた市債残高は前年度末から15億円余の増となったものの、第3次行財政改革後期実施計画の目標値を下回っており、近年悪化傾向が見られていた経常収支比率も前年度と比べ0.1ポイント改善して94.6%となるなど、悪化する社会経済情勢を踏まえた難しい対応が迫られた中でも、本市における財政状況の健全性は一定程度保たれていると評価できます。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が避けられない中、2つのLife（「いのち」と「暮らし」）の両立を図るため、事務事業の見直しと財源対策は不可避であることから、引き続き各局が総力を挙げてこの難局を乗り切っていくことが望まれます。

令和2年度の予算執行状況については、一般会計は市の主要事業の中から抽出して確認を行い、特別会計は地方公営企業会計への移行を見据え農業集落排水事業会計を取り上げて確認しました。確認の結果、これらはおおむね適正に執行されていましたが、令和2年度定期監査における「戦略広報の更なる推進について」の観点からの提言との関

連においては、課題の残る事業もみられました。

このような中においても、情報発信の重要性についての市職員の意識は確実に上がってきていることから、更に歩を進め、「伝わる広報」を意識した取組を今後も継続していくことを期待します。

●主な意見（公営企業会計決算）

【病院事業会計】

令和2年度病院事業会計の決算については、純損益が5,260万円余の赤字となっており、収支不足補填のための一般会計補助金を除いた実質損益は22億円余の赤字となっていたことから、7年連続で10億円を上回る赤字となっていました。この結果、累積欠損金残高は前年度と比較して純損失と同額の5,260万円余増加し、13億6千万円余となっていました。

経営改善については、急性期一般病棟における看護師配置を入院患者10名に対し看護師1名の配置（10対1）から入院患者7名に対し看護師1名の配置（7対1）に変更するなど、病院が収益確保策を進めていることは一定の評価ができますが、経営改善のための施策を進める際には、必要な手続や手順を遺漏なく実施することが求められます。今後も病院自身が主体的に経営改善に取り組むと同時に、副市長をトップとした清水病院ビジョン検討会議を中心に市全体として病院の経営に関わり、清水地域の医療を守りつつ経営改善が進められることを望みます。

また、7対1看護師配置への移行に伴う変更と、それによる効果等について、戦略的広報の観点からも清水病院の強みが市民に伝わるよう努めるとともに、施設保全や設備修繕等の病院施設の維持・機能向上を計画的に進めることを望みます。

【水道事業会計】

令和2年度水道事業の経営状況は、増収・増益かつ15億3千万円余の純利益を計上するなど良好でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響による環境の変化に加え、管・施設の老朽化・耐震化対策への対応など解決の必要な課題も把握されました。水道事業は安定的かつ継続的な遂行が求められることから、今後も水需要の動向に注視するとともに、関連する諸計画が適宜適切に立案・変更される必要があります。管・施設の老朽化に関しては、対応が急務とされてきた大平山配水池の移転について、既存施設の運用見直しにより移転用地を捻出したことは、経営効率化の観点からも高く評価されるべき取組です。今後も着実かつ早期の移転実現に努め、新施設の位置付けなどを体系的に整理しつつ、分かりやすい周知に努めていくことが求められます。水道管の更新については、実績が計画を下回っていましたが、当局による課題の現状分析やこれに基づく対応を今後も着実に継続し、技術者育成の取組にも一層の推進・注力を望みます。

【簡易水道事業会計】

簡易水道事業に係る経理は令和2年度から地方公営企業法の財務規定等を適用する体制に移行し、令和2年度の同事業の決算では、510万円余の純損失が計上され、収支不足補填のための一般会計補助金を除いた場合の純損失は1億900万円余となりました。簡易水道事業の収益構造は一般会計補助金の繰入を前提としていますが、事業の安定的かつ継続的な実施のためにも、経営努力とそれに伴う一般会計補助金繰入額の縮減が求められます。さらに、給水人口減少への着実な対応が求められることから、中長期的視座に立脚して経営に臨むことを求めます。

また、簡易水道事業の給水区域外に所在する旧施設について、解体を簡易水道事業会計が担うことが経営戦略上明記されていますが、この取扱いは極めて異例であり、一般会計との間で合意された内容も文書化されていないことから、経費負担の在り方などを整理すべきです。これに関し、本解体経費に充てられた企業債収入の位置付けが予算と決算で異なっており、結果として、経理上の影響はなかったものの、今後も同様の資金調達が予定されていることから、適正な予算編成や事業執行に努める必要があります。

【下水道事業会計】

令和2年度下水道事業の決算については、有収処理水量1 m³当たりの処理損益が前年度比3.83円改善したことなどにより、当年度純利益が前年度比1億9千万円余の増益となる13億円余となりました。しかし、今後の大幅な営業収益の増収は見込めない状況であり、1 m³当たりの処理損益においても4.08円の赤字となっていることから、将来の経営見通しは依然として予断を許さない状況です。

また、浸水対策に関し、ソフト事業である内水ハザードマップの作成・公表については、今後も利用者目線での更新に努めるとともに、他の災害への対応も含めた効果的な情報発信に取り組むことを求めます。一方、ハード事業である「高橋雨水ポンプ場」については、当初予定していた供用開始時期が遅延することとなり、市民に大きな不安を与えてしまう結果となった社会的責任は大きいことから、一日も早い供用開始を目指すことが重要です。

財政健全化法に関する審査

健全化判断比率の審査

審査期間 令和3年7月15日～令和3年8月18日

資金不足比率の審査

審査期間 令和3年7月2日～令和3年8月18日

令和2年度決算に基づく静岡市健全化判断比率

健全化判断比率	令和2年度静岡市	早期健全化団体	財政再建団体
実質赤字比率	—	11.25%～	20%～
連結実質赤字比率	—	16.25%～	35%～
実質公債費比率	6.5%	25%～	35%～
将来負担比率	48.8%	400%～	

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、正確であるものと認められました。

令和2年度決算に基づく静岡市公営企業経営健全化審査

公営企業	令和2年度静岡市	経営健全化団体
水道事業会計	—（資金不足はありません）	20%～
簡易水道事業会計	—（資金不足はありません）	
病院事業会計	—（資金不足はありません）	
下水道事業会計	—（資金不足はありません）	
中央卸売市場事業会計	—（資金不足はありません）	
農業集落排水事業会計	—（資金不足はありません）	

審査に付された各事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、正確であるものと認められました。



内部統制評価報告書審査

審査期間 令和3年5月14日～令和3年8月18日

内部統制評価報告書審査では、市長による内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査しました。

審査の結果、重要な点において内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当なもの認めましたが、3件の指摘事項がありました。



★指摘事項

(1) 内部統制の不備を網羅的に把握するための体制について

業務レベルの内部統制の評価は、評価期間中の事務事業事故、ミス及びヒヤリハットの3類型のリスクに区分して行われていましたが、リスクのうちヒヤリハットについては、評価部局と被評価部局との間に認識の相違があり、かつ、評価部局がその相違を正すことなく評価を進めていました。

また、評価期間中に発生した全てのヒヤリハットが評価されているのかを確認したところ、ヒヤリハットの発生に係る情報を市として体系的に管理しておらず、漏れなく評価されているのか否かを確認することができませんでした。

(2) 業務統括課による評価の漏れについて

全庁横断的な業務を統括する所属である業務統括課の所属長は、その業務の内部統制の状況についての自己評価を「内部統制評価シート」に記載していましたが、シートの記載内容を確認したところ次の3点の不備がありました。

- ① 総務課は、情報公開条例、個人情報保護条例等に係る事務を所管していますが、これらについての取組内容等が記載されていませんでした。
- ② コンプライアンス推進課は、行政手続に係る事務を所管していますが、これについての取組内容等が記載されていませんでした。
- ③ 内部統制評価部局でもあるコンプライアンス推進課は、①及び②に示した不備があるにもかかわらず、シートの修正を求めています。

(3) 評価項目に適していない評価について

内部統制の目的を達成するための組織や権限配分ができているかを評価する評価項目について、本市においては事務分掌条例や事務専決規則によって、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立していることを評価すべきですが、第2次静岡市職員適正配置計画及び内部統制実施規程の内容について評価した結果を記載していませんでした。

●意見

(1) 内部統制評価の対象及び方法について

財務に関する事務だけでなく全ての事務を評価の対象としたことは評価できませんが、職員の服務管理に関する事務や道路事故等のように評価が困難な事務についても対象となることから、評価者及び被評価者の双方にとって負担の増加につながるおそれがあります。翌年度以降の内部統制評価を実施する際には、必要に応じて評価の対象や評価方法について適切な見直しを実施することを期待します。

(2) 報告書及び補足資料の記載内容について

内部統制評価報告書は、議会や市民に対する説明責任を果たすために分かりやすいものとする必要がありますが、道路事故及び公用車による交通事故の評価手続や、重大な不備の判断基準、リスクの定義などについては、報告書の記載内容が不適切とまではいえないものの、現状のままでは説明不足により評価の根拠が読み取れないものや、報告書が読み手に誤読されるおそれがありますから、翌年度以降の評価において改善されることを望みます。

(3) 総括意見

本市では法制化以前から全ての事務を対象として内部統制に取り組んできましたが、本年度から始まった内部統制評価において、評価方法や重大な不備の判断基準など、判断が困難な課題を解決しながら報告書を取りまとめたことについては評価できるものです。

今後は、本年度の評価の中で把握された課題を改善し、本市の内部統制が有効に機能しリスクマネジメントが強化されることによって、職員にとっても安心して業務に取り組むことができるようになるとともに、行政サービスを享受する市民からも信頼される組織となるよう、これからの内部統制の展開に期待します。

例月現金出納検査

各種会計、簡易水道事業会計、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計について、現金出納機関の毎月の事務処理が適法かつ正確に行われているか、各種検査資料により計数確認を行うとともに、現金、預金、一時借入金等の管理状況の適否を検査するほか、抽出科目の伝票のチェックとともに現金、預金残高についても確認しました。

例月現金出納検査の対象

例月現金出納検査の対象	
各種会計	一般会計 特別会計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市電気事業経営記念基金会計 ・ 静岡市土地区画整理清算金会計 ・ 静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計 ・ 静岡市公債管理事業会計 ・ 静岡市競輪事業会計 ・ 静岡市国民健康保険事業会計 ・ 静岡市農業集落排水事業会計 ・ 静岡市駐車場事業会計 ・ 静岡市介護保険事業会計 ・ 静岡市介護保険サービス会計 ・ 静岡市中央卸売市場事業会計 ・ 静岡市後期高齢者医療事業会計 ・ 静岡市立静岡病院事業債管理事業会計 基金（財政調整基金など48基金） 歳入歳出外現金（保証金、国庫金、県歳入金、その他） つり銭 財産区会計（井川財産区会計、両河内財産区会計）
企業会計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易水道事業会計 ・ 病院事業会計 ・ 水道事業会計 ・ 下水道事業会計



7 住民監査請求監査

住民監査請求は、静岡市民（静岡市内に住所を有する方、市内に所在する法人）が、市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に監査を求め、必要な措置を講じるよう求める制度です（地方自治法第242条第1項）。

特に理由がある場合には、監査委員の監査に代えて、外部監査人（公認会計士、弁護士等）による監査を求めることもできます（地方自治法第252条の43第1項）。外部監査人による監査は、監査委員が必要と認めた場合に、市長が議会の議決を経て、外部監査人と個別外部監査契約を締結し、実施されることとなります。

令和3年度は住民監査請求が3件あり、棄却2件、却下1件の結果となりました。



住民監査請求に関する詳細は、静岡市のホームページを御覧ください。

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006270.html



よくある質問

Q1 どんなことでも住民監査請求できますか？

A1 住民監査請求ができるのは、市長や市職員等に、次のような財務会計上の行為又は怠る事実があり、市の財政に損害を与える場合です。

「財務会計上の行為又は怠る事実」とは、以下のような場合をいいます。

(1) 違法又は不当な

- | | |
|--------------|--------------|
| ①公金の支出 | (補助金の支出など) |
| ②財産の取得、管理、処分 | (土地、建物、物品など) |
| ③契約の締結、履行 | (工事請負、購入など) |
| ④債務その他の義務の負担 | (借り入れなど) |

(2) 違法又は不当に

- | | |
|---------------|-----------------|
| ①公金の賦課徴収を怠る事実 | (市税の徴収を怠る場合など) |
| ②財産の管理を怠る事実 | (損害賠償請求を怠る場合など) |

なお、上記(1)については、それぞれの行為が行われることが相当

の確実さで予測される場合も対象になります。これらの行為の日から 1 年以上経過している場合（（2）を除く）は、「正当な理由」がない限り請求することはできません。

Q2 行為の日から 1 年以上経過しているものについて住民監査請求をする場合の「正当な理由」とは、どのようなことですか？

A2 1 年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で「正当な理由」を説明していただく必要があります。「正当な理由」とは次のようなものです。

（1）当該行為が秘密裏になされたことなどにより、客観的に知ることが困難な状況にあった場合

（2）天災地変による交通機関の途絶など客観的、物理的に請求の提起が不可能であった場合

Q3 住民監査請求をするにはどうしたらよいですか？

A3 監査請求書を作成し、事実を証明する書面（公文書開示請求により開示を受けた文書や新聞記事の写しなど）を添付して提出してください。提出に当たっては、できる限り静岡市監査委員事務局（静岡市役所静岡庁舎新館 16 階）へ直接お持ちください。やむを得ない場合は、監査委員事務局に郵送してください。ファックスや電子メールでの受付はできません。

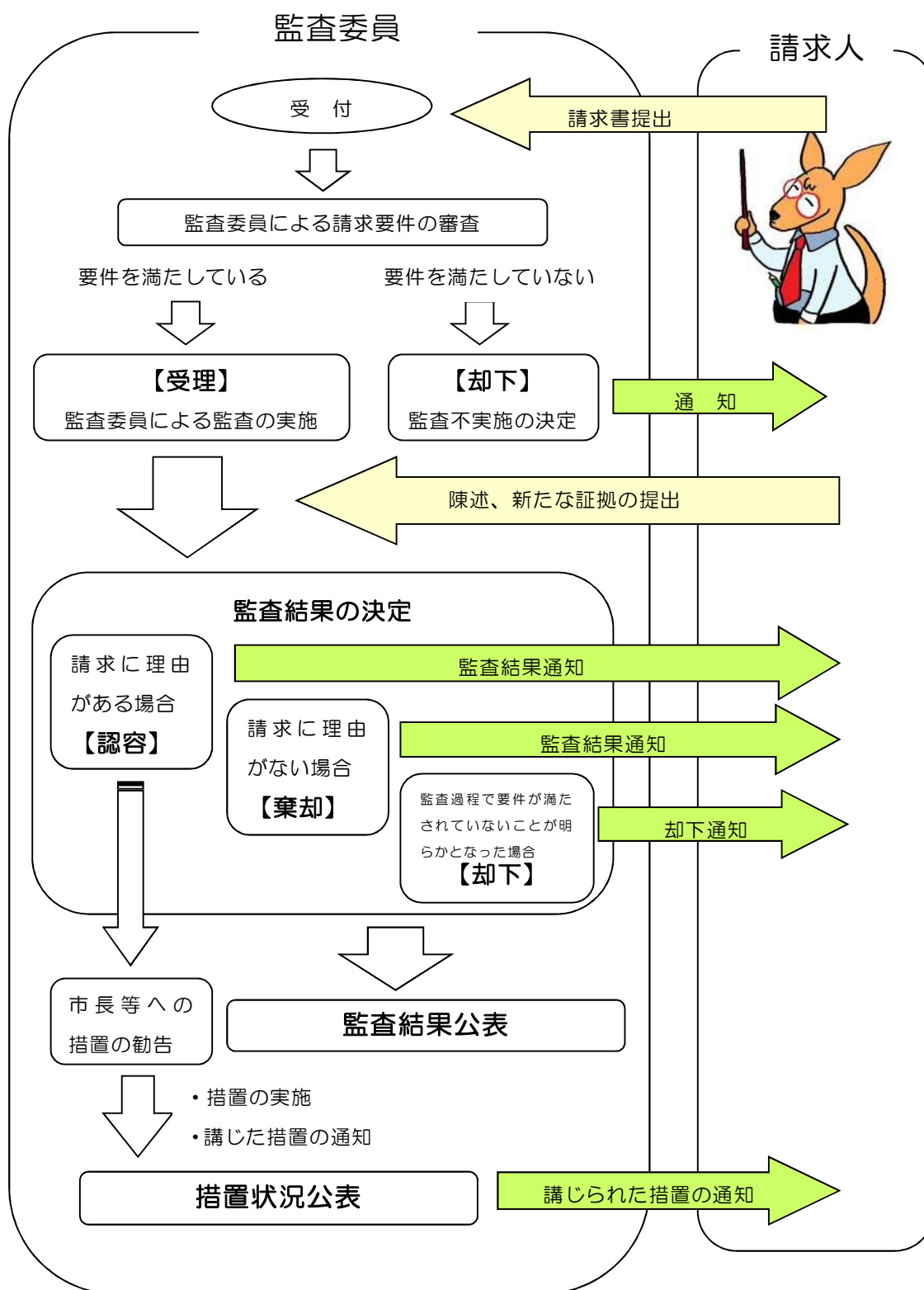
Q4 監査結果に不服がある場合はどうしたらいいのですか？

A4 請求人が監査結果などに不服がある場合は、住民訴訟を提起して、措置を講ずるよう請求する手段があります（地方自治法第242条の2）。

なお、住民訴訟の対象事項は、違法な行為又は怠る事実に限られています。また、住民訴訟の出訴期間には、次のような制限がありますので、ご注意ください。

1	監査結果や勧告の内容に不服のある場合（監査を実施せず却下されたことに不服のある場合も含む）	監査結果などの通知があった日から30日以内
2	監査委員の勧告を受けた、市長や職員等の措置に不服がある場合	措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内
3	監査委員が、監査請求のあった日から60日（個別外部監査を実施した場合90日）以内に監査又は勧告を行わないとき	60日（90日）を経過したときから30日以内
4	監査委員の勧告を受けた市長や職員等が、必要な措置を講じない場合	勧告において示された期間を経過してから30日以内

住民監査請求 ~監査委員による監査の流れ~



8 外部監査

● 包括外部監査

包括外部監査制度は、監査委員による監査とは別の監査制度で、市の組織に属さない外部の専門的知識を有する者（公認会計士や弁護士などの外部監査人）が、市長との外部監査契約に基づいて監査を行う制度です（地方自治法第252条の27第2項）。

外部監査人がテーマを決めて監査を実施します。

令和3年度 テーマ	生活保護に関する事業について
監査の視点	①生活保護に関する事業の財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に準拠して適正に処理されているか ②生活保護に関する事業の財務事務の執行が、いわゆる3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、適正に実施されているか
監査対象部局	保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課 葵区役所 葵福祉事務所 生活支援課 駿河区役所 駿河福祉事務所 生活支援課 清水区役所 清水福祉事務所 生活支援課
外部監査人	公認会計士 加山 秀剛
実施期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

包括外部監査の結果は、静岡市のホームページを御覧ください。

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_001184.html



左側にいる男の子が
令和3年8月4日に生まれた
「かずのこ」だよ。
右側にいるのがお母さんの「ニコ」
だね。
静岡市は、レッサーパンダの聖地な
んだ。



写真提供：日本平動物園

令和3年度 監査のあらまし

令和4年8月発行

【発行】

静岡市監査委員事務局

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話 054(221)1139

FAX 054(254)0035



静岡市